

化学物質による労働者の健康障害防止に関する意見交換会の概要
(リスクコミュニケーション)

1 開催日時:平成21年7月29日(水)13:30~16:30

2 場 所:中央労働災害防止協会 安全衛生総合会館 5階 大教室
(東京都港区芝5-35-2)

3 議事次第:

(1) 開会 13時30分

(2) 化学物質のリスク評価に関する情報提供

① 労働者の健康障害防止に関するリスク評価の現状及び今後の取組み

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会座長 櫻井治彦

② 健康障害防止措置の導入状況及び今後の評価対象物質

厚生労働省労働基準局化学物質対策課長 半田 有通

③ 日本における化学産業のリスクアセスメント現状

(社)日本化学工業協会環境安全部部長 山口広美

④ 化学物質のリスク評価の実際

エクソンモービル アジア太平洋地区産業衛生アドバイザー 橋本晴男

(3) 意見交換

【コーディネーター】

順天堂大学医学部公衆衛生学教室 堀口 逸子

【パネリスト】

上記情報提供者

中央労働災害防止協会 化学物質管理支援センター課長補佐 棗田 衆一郎

厚生労働省労働基準局化学物質評価室長 島田 和彦

(4) 閉会 16時30分

4 参加人数:120人程度

企業関係者 100人

災害防止団体 10人

マスコミ関係者 数人

行政関係者 5人

5 意見交換の内容

参加者からの質問を基に、堀口コーディネーターの進行により意見交換が行われた。

Q1 平成 20 年度のリスク評価対象は 44 物質であったが、今後も対象物質は追加されるのか？追加される場合、その選定基準は？

(櫻井) 今後も優先順位を付けてリスク評価を行う。

(島田) 発がん性物質のリスク評価は概ね終了したところであり、22 年度の対象物質についてパブリックコメント手続き、企画検討会での議論を経て、12 月に告示する予定。

Q2 「勤労生涯」とは何年程度を意味するのか？

(櫻井) 発がんを考慮しており、通常、40 年くらいの数値を使うことが多い。

Q3 特別規則による規制は、高いばく露がない場合も大きく網をかけることになりがちではないか？企業の自主的管理との組み合わせがあってもよいのではないか？

(櫻井) 同感である。ただし、物質の用途等も考慮する必要がある。

(半田) 10 月を目途に化学物質管理のあり方に関する検討会を立ち上げる予定である。今後は、がちがちに縛ることは困難と考える。

(山口) どのような物質をリスク評価の対象とするかについて、企画検討会での検討を 1 回行ったが、まだ明らかではない。「一定程度の健康障害を有する物質」を対象とする場合、重篤な健康障害に限定して欲しい。

なお、今後規制を設ける場合、産業界の実態に合わせた規制にすると聞いている。

Q4 国によるリスク評価と企業の自主管理との関係は？

(山口) 急性毒性のみの物質については、企業の自主管理に任せて欲しい。一方、発がん性、生殖毒性を有する物質については、企業での情報収集や判断が難しいので、国に評価を行ってもらいたい。

(櫻井) 適切な優先順位を考えた上で、ばく露を評価し、企業の自主管理だけではまずい物質については規制が必要である。

すなわち、企業の自主管理はすべての物質について行ってもらい、ごく一部の物質について規制をかける。また、有害性が中間的な物質については、個別物質ごとに管理手法を示して行政指導を行う。

Q5 企業がリスクアセスメントを行う場合、データの入手や測定に莫大なコストが発生する。また、情報入手の困難性がある。解決方法についてアドバイスをお願いしたい。

(橋本) 定性評価は、それほどコストはかからない。作業を観察し、必要なものについて測定(定量評価)を行えばよい。

個人ばく露測定は、物質を固体に吸着させるパッシブサンプラーを使用すれば難しくない。定性的判断ができていれば、測定数は少なくてよい。

(山口) ハザード情報については、今後、厚生労働省、経済産業省、環境省がデータベースをつくと聞いている。また、労働安全衛生法については、既にモデル MSDS 情

報が HP に提供されている。

マトリックス方式のリスクアセスメントをとりあえずやってみることが大切。

ばく露情報も共有化できるとよい。ばく露作業報告の公開により、各企業がアセスメントをできるようになるのではないか。

Q6 評価機関によってリスク評価の方法が異なっている。労働のリスク評価の国際標準はあるのか。

(櫻井) リスク評価の方法は国際的に共通であり、正確にばく露を把握し、ばく露限界値と比較している。

ばく露限界値をどう決めるかが問題となるが、ACGIH、日本産業衛生学会等は概ね同じ数値を定めている。数字が異なる場合があるのは、値の設定の際に新しい情報を扱っているかどうかによる。

(橋本) エクソンモービルの場合、米国の NIOSH と同じ方法でリスク評価を行っている。ばく露があるかどうかを判定して記録し(定性評価)、必要があれば測定も行う(定量評価)。

(櫻井) 国によるリスク評価を外国でやっているかどうかは正確には把握していないが、多くないと思われる。

日本の場合、ばく露評価は、ばく露の最も高い作業者を把握するようにしている。サンプルをどう選ぶかについて 20 年度に議論した。

(島田) ばく露評価ガイドラインを 7 月にまとめ、8 月～9 月にパブリックコメント手続きを行う予定である。

Q7 ばく露測定の結果が常識的な感覚とかけ離れる場合、どうしたらよいか？

(橋本) 再測定、再評価を行う。

Q8 エクソンモービルの定性評価において、ばく露限界値の 10～50%の濃度推定をどのように行っているのか？

(橋本) 当社では 5 段階で評価しているが、実務的には 100%以上、100～10%、10～1%、1%以下の 4 段階くらいで評価するのがやりやすい。

Q9 化学物質の有害性の種類、ばく露経路はいろいろあるが、ランク付けについてアドバイスして欲しい。

(橋本) 事故的な接触によるばく露は別途考える。

急性毒性、慢性毒性については、通常、慢性毒性のほうがより低濃度で生じる。

(山口) CMR(発がん性、変異原性、生殖毒性)を重篤な毒性と考える。それ以外については、優先順位付けは難しい。

GHS 分類もあるが、毒性の種類のランク付けは難しい。

今後、厚生労働省の検討会の中でいろいろな人の意見を聞いて決めることとなる。

(桑田) EU、ILO のランク付けでは、基本的には吸入ばく露を想定している。経皮ばく露、接触は保護具対応で考える。

(櫻井) 毒性の種類にランク付けはしたくない。その障害になったときに、労働者個人には影響が大きいからである。

Q10 エクソンモービルでは、ばく露のランク付け(A~E)は1人で行うのか、複数で行うのか？

(橋本) 1人で行う。迷うときはBとし、わからないときは測定する。

Q11 エクソンモービルでは、リスクアセスメントの時間的なスケジュールはどうなっているのか？

(橋本) 現場からのクレーム、測定実施、測定結果、対策の検討を1つの流れとすると、全体で2~3ヶ月である。

Q12 エクソンモービルでは、リスクアセスメントにおいて健康影響度が二重に評価されているのではないか？

(橋本) 物質によってアクションレベルを変えている。

Q13 エクソンモービルでは、リスクが高い労働者について過去に遡って調査することもあるのか？

(橋本) 過去に遡ることは難しい。継続的なばく露があれば、健康診断を考える。

Q14 研究開発部門で新しい物質を取り扱うときのばく露の推定は、どのように行うのか？

(橋本) ドラフトチャンバー、グローブボックスの中で扱えば、ばく露は小さい。

Q15 労働者にリスクを理解してもらい、協力が得られることが重要である。(意見)

Q16 労働者数19人以下の事業場でのMSDSの提供状況が低い(悪い)。

(櫻井) 提供義務がある物質は提供すべき。それ以外の物質でも入手方法があるので、入手方法について情報を提供していく必要がある。

(半田) 事業者は、MSDSの内容を労働者に周知する義務があるので、対策を考えたい。

Q17 橋本氏の説明の中で、日本は衛生対策が遅れているとあったが、具体的には？

(橋本) 海外の同僚と話をしていると、日本の対策の遅れを感じる。

例1: 鉛塗料は、欧米やシンガポールでは禁止されているが、日本では規制がなく、塗料の1/4は有鉛である。

例2: シリカを用いたサンドブラスト作業は、先進国では禁止されているが、日本では規制がない。

例3: 欧米では呼吸用保護具の防護係数が定められているが、日本では定められていない。また、日本では呼吸用保護具のフィットテストが普及していない。

(櫻井) なぜそのようになっているのか？

(橋本)理由はよくわからないが、欧米では産業衛生の専門家が多数いて、まず企業が自主的な対応を行い、それが規制につながっていくのではないかと。

(櫻井)鉛やシリカを優先的にリスク評価対象として取り上げることができる。禁止が本当に必要かどうかについても議論すべき。

また、既に規制されている物質についても、今後、リスク評価をしない必要がある。

(山口)欧米は仕組みをつくるのがうまいが、守られていないことが多い。日本はやるべきことはきちんとやっている面はある。

Q18 欧米での労働者からの訴訟リスクはどうか？

(橋本)欧米での訴訟リスクはある。日本でも最近じん肺等の訴訟が起こっている。

<以下、フロアーからの追加質問>

Q19 企業が規制を守っているかについて、米国の OSHA では査察を行い、その結果を HP に公開している(違反件数、内容、罰金等)。ドイツでは、査察を行うが、結果は公表していない。

(橋本)英国、オーストラリアも査察、罰金がある。査察の目的は、ばく露限界値が守られているかどうかの確認であり、行政官がその場で測定することもある。

また、米国では安全と衛生の査察官が分かれている。

Q20 現在の労働安全衛生法の枠組の中には、安全管理者、衛生管理者、作業環境測定士等様々な専門家がいるが、これらの人々をどう活用するのかについて、国として考えているのか？

(半田)衛生の人材、特に化学物質の人材が不足している。日本作業環境測定協会では、いわば日本版インダストリアルハイジニストを養成しようとしている。

(山口)何でも資格をつくれればいいということではない。自分たちの頭で考えてやるのが大切である。法律がなくても、やるべきことはやらなければならない。

(橋本)日本の現状を考えると、衛生管理者、測定士、労働衛生コンサルタントの活用が考えられる。測定士は、個人ばく露測定についても対応可能である。

将来的には、大学院の一定の課程を修了した人を活用すべき。これには国の支援が必要である。

6. リスクコミュニケーション開催にかかるアンケート調査結果

別添のとおり

※上記5については、検討会参加者から訂正の申し出があり、一部修正の上、掲載させていただきました。

化学物質による労働者の健康障害防止に関する 意見交換会におけるアンケートの結果(項目別)

<p>項目1「意見交換会全体のテーマについて」 関心のある内容を取り上げていましたか？ また、今後取り上げて欲しいテーマがありますか？</p>
<p>健康管理。特に特殊検診について</p>
<p>ばく露によって、健康障害を定量的に測定することをメーカーではどのように実施していますか？(eg. 尿中濃度等)</p>
<p>初めて参加したが参考になった。</p>
<p>個々の化学物質の事でなく、RAやその運用(国と企業の両方)について大いに参考になった。</p>
<p>リスコミの部分についてあまり触れられていないようだったので残念です。各社の事例、行政としての関わり例など紹介していただきたいです。</p>
<p>時流に合ったテーマであった。</p>
<p>全て関心を持っている内容であり、有益であった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・個人で興味を持っていた内容であったので参加して良かった。参加者も企業人及びその関係者に絞られておりレベルも高かったと思う。 ・新しいガイドラインが発表されたとき、その内容を中心とした会を希望します。
<p>現在のメインテーマであり、関心はあります。 今後のテーマ；化審法(PRTR)/NITE/CERIの優先評価リスクアセスメントとの整合性や、EUのREACH/CLPによるハザード/リスクアセスメントとの整合性</p>
<p>フィジカルリスク評価に関するテーマで実施して欲しい。</p>
<p>企業サイドからの問題を各論的に説明され、非常に参考になった。</p>
<p>関心あるテーマでした。今後も規制等の前段階での行政動向についての説明会等があれば、再度参加させていただきたいと思えます。</p>
<p>(リスク評価→規制は必要ではある事は理解する。) 関心のある内容であった。今後はリスク評価の手法の概要をとらえてみては如何ですか。</p>
<p>今後多岐に渡る化学物質に関して健康障害防止に取り組む必要性から同様のテーマで引き続きこのような場があると有り難い。</p>
<p>適切です。</p>
<p>より具体的な例のプレゼンを増やした方が良いのでは？</p>
<p>十分に勉強になりました。衛生に関するリスク評価については引き続き取り上げていただきたいと思えます。</p>
<p>今回のようなテーマを続けて頂きたい。</p>
<p>国として実施すべき事、実施している事について理解が深まりました。</p>
<p>評価後の法改正や通達等につながる手続や時間について教えていただければと思えます。</p>
<p>今後も同様なテーマを続けてほしい。</p>
<p>最近の(5年位の)法的な状況を少しでも理解できて良かったと思えます。ただ、会社全体を見るとどこまで浸透しているか。今後の課題だと思えます。</p>
<p>ナノマテリアルの規制等に関して</p>
<p>粉じん、特にナノ粒子について取り上げて頂きたいと思えます。</p>
<p>サンドブラスト、鉛ペイントのリスクが世間にあるとは知らなかった。 EUの衛生管理標準紹介などを取り上げてもらいたい。</p>

特に異論はない。

(マンパワーさえあれば)各地で開催してもらえれば良いと思う。(地方ではテレビ等も取材に来てくれやすい)

行政の動き、最近の行政の考え方、法令の文言に表れてこないようなその大元の考え方、というようなことが聞けるとありがたいです。

フロー図などが多く、全体的なアセスメントの流れが非常に分かりやすかったため、大変テーマに沿ったものになっていたと思います。

適当

関心のあるテーマでした。今後の化学物質管理の方向性を知り、考える上で参考になりました。

・企業による化学物質のリスク評価の事例の紹介があり、参考になったが、言われているように多大な経営資源の投入が必要…なかなかキビしい。

・有害性評価はデータで分かるが、ばく露評価の定量的な評価は難しいと思った。保護具か保護衣での???

有益であった。

<p>項目2「情報提供について」 説明時間や説明内容、資料はいかがでしたか？</p>
<p>説明もう少し長い方が良い。</p>
<p>LHとしてPersonal Monitor等ダストモニターはLOMメディアを使用し医薬品製造業で管理しているが、OELと施行手順のデータのみ支店がいき、最後の設備投資に困難が生じる。</p>
<p>資料は十分です。(丁度良い)</p>
<p>やや早口で、十分な情報であったと思う。4人の立場の異なる発言、情報提供はGoodであった。</p>
<p>説明時間は適切だった。資料も分かり易かったと思います。 ただ、説明内容が一部簡潔すぎたようには感じました。</p>
<p>適切であった。</p>
<p>とてもよかった。</p>
<p>(1)と(2)はもう少し説明時間を長くして説明して欲しかった。 資料はいずれも良かった。</p>
<p>4つの発表の内、日化協の会員企業であるので、3つについて述べると、いずれの発表も非常に分かり易かった。 特に半田課長の2ページ下段、規制の程度は安衛法の仕組みがよく理解できた。</p>
<p>社内説明用の、厚労省やJCIAのテキストとして良くできていると思います。</p>
<p>各テーマ発表の時間が短いのではないのでしょうか？</p>
<p>化学物質のリスク評価について安衛法での位置づけ、全体像が理解できて非常に参考になった。 説明内容は専門性もあり、良かったが、時間が少し不足していたと感じた。</p>
<p>リスク軽減の、中小事務所でもできるような具体的事例を多く紹介する情報提供が欲しかった。 内容の割に時間が少なく、早口の説明が多かった。</p>
<p>内容的には概説ではあるが分かり易く、あまり専門的ではなくて良かった。</p>
<p>時間適切、内容妥当、と考えます。</p>
<p>適切。</p>
<p>具体的な内容で役に立つ点もありました。</p>
<p>各テーマ、20分程度は必要な内容であったように思います。</p>
<p>4テーマとしては時間が足りないと思いました。(特にエクソンモービルの)RA評価についてもっと説明が欲しかった。</p>
<p>内容がわかりやすく、説明も良かった。資料も分かり易かった。</p>
<p>非常に理解しやすかったです。</p>
<p>参考になりました。</p>
<p>説明時間が少ないため、要点のみの説明だったので、重複する部分がなければもう少し内容についての説明が受けれたと思う。</p>
<p>分かりやすかったと思います。MSDS, GHSなどの最近の言葉については、もう少し詳しくなっていると良いと思いました。</p>
<p>内容はよく分かったが、範囲が広すぎてポイントが絞れない。</p>
<p>少し短い気がします。4人で2時間、1人30分位が良いように思います。</p>
<p>もう少し、リスク評価(改定)を詳しくプレゼンテーションしても良かったのではないか。</p>
<p>要領よく説明いただいて参考になりました。</p>

概略は理解できた。現場の事例紹介(記録文書や規定など)もあると良い。

説明時間は丁度良い。また、資料もパワーポイントのものを配布していただけるのは有り難い。内容については、欲を言えばスキーム的なものだけでなく、もう少し実際の例(物質名等も含めて)について説明が多い方が、より興味深いものになったと思う。

良いと思います。

意見交換でも詳細なやり取りが可能という点から考えて、時間・内容ともにまとめられたもので非常に良かったと思います。

適当

時間配分的には、良かったと思います。なお、企業の事例について数社の事例を聞く事が出来れば、もっと参考になったと思います。

とても良いと思います。

有益であった。

<p>項目3「意見交換について」 時間や内容はいかがでしたか？</p>
時間がやや長い。
時間は丁度良い。内容についても満足しました。
前半、後半の組み合わせ、大変良かった。飽きることなく聴けた。
十分な時間があったと思います。内容も期待以上で今後も続けていただきたいと思います。
分かりやすいコーディネーターでよかった。
リスクコミュニケーションについてももう少し意見が聞けたら良かった。(行政の話が多かった)
質問を取り上げていただき有意義であった。
衛生に関する、日本と海外との比較の議論は面白かった。 パネリストの先生方は中小企業の実態が判っていらっしやらないと感じました。
もう少し今後の取り組み方針等について説明して欲しい。
質問者に質問の背景を説明させた方が良かったと思います。
意見をプロジェクターで公開してはどうですか？
非常に参考になりました。レベルは丁度良かった。今後も回数を増加して開催をお願いいたします。
うまくコーディネートされ、会場との意見交換も活発にされ、参考になりました。
コーディネーターの堀内先生の司会が、難しいテーマをうまくまとめておられたと感じました。
質問意見を収集した上で行われたので内容は説明を補足する物々ものとなって充実していました。
興味持てなかった。的が外れている。
人的対応が容易ではない大きさの企業での対応についての意見交換が少ないように思う。
各自の質問事項を予め回収して進める手法は良かったと思います。色々な意見と回答を聞く事ができ、有意義でした。
アンケート記入の時間をもう少し取って頂いた方がいいと思いました。
十分な説明時間が取られて良かった。
良いと思います。
具体的な説明があり、分かりやすかった。
大変良かったと思います。
時間は適当だったと思う。内容は良かった。
勉強になりました。時間的にも丁度良かったと思います。司会が上手だと思いました。
大変中身の濃い話ばかりで大変勉強になりました。このような機会がありましたら、次回も参加したいと思います。
堀内先生の進行は上手でした。
大変質疑応答は具体的で、実務的理解が深まった。
密度が濃くて良かったと思う。 コーディネーターの方の進行(問の選び方、順番)も良かったのだと思う。
良いと思います。
時間のずれ込みあったため、若干全体的に足早だった気がします。
適当
化学物質管理に関する、多方面からの生の考えを伺う大変良い機会を頂いたと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・伺いたい質問がほとんど出ていて良かった。 ・とても参考になった。(個人ばく露量の把握)
有益であった。

<p>項目 4 「その他」 ご自由に記入してください。</p>
<p>従来の(日本の)労働衛生管理は「場の管理」であったのではないのでしょうか。 今後は「人の管理」に向かうのでしょうか。</p>
<p>工程が新製品等により、随時変わるので、中長期的にスポット投資で現場の作業改善のメリットがない。</p>
<p>それぞれ第一線で活躍されているプロの話を聞かせてもらって感謝。ありがとう。</p>
<p>差し支えない範囲でインターネットで公開していただくと助かります。</p>
<p>今後も今回のような意見交換の頻度を増やしてほしい。(含、地方も)</p>
<p>アンケート①を書く時間がもう少し欲しかった。</p>
<p>27日の安衛法通知物質追加のパブリックコメントにおける物質選択は、今回のリスク評価とはどんな関係だったのでしょうか。</p>
<p>今回の主旨についてプレスリリースを見ただけではよく理解できませんでした。もう少し詳細を示していただければ幸いです。</p>
<p>大変参考になりました。ありがとうございます。</p>
<p>法規制と自主管理のベストミックス。言うはやすく、どの程度迄がベストなのかは、判断は困難であると思います。</p>
<p>化学物質管理に関する重要性を再認識できました。</p>
<p>大変貴重な時間を過ごすことができました。また機会があれば参加させて頂きたいと思います。ありがとうございました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 英語での情報発信は？ ・ EUではReachでこれから安全性ばく露評価の知見が多く出てくると予想されますが、これらの有効利用はどのようにお考えでしょうか？ ・ 日本でなく世界の業界でもGHS分類付けを行っていますが、こういうものの活用については特にお考えになってはいないのでしょうか？
<p>エクソンモービルの橋本様の説明は具体的で良く分かり、理解しやすかった。</p>
<p>どこまで会社でできるか。それが問題です。</p>
<p>地方でも開催されるとの事ですが、是非関西でもお願いします。</p>
<p>法規制と自己管理のベストミックスを進めるにあたり、意見交換会は必要であり、今回は最初の開催としては成功であったと感じた。</p>
<p>全体的に質の高い有意義な意見交換会だったと思います。</p>
<p>本日は、主催者側も参加者側も大きな見解の相違はなかったものとする。(即ち、リスクに応じて適切に化学物質を管理し、使用していきましょう。ということ) しかし、労働法を制定する際には、いくばくか、科学的、理性的ではない意見も途中のプロセスで出てくるであろうことは注意しなければならないと思う。</p>
<p>橋本様を講師にしたのは大変良い。</p>
<p>レベルが高く、非常に興味があったが、～業場、特に～業場について問題は努力すればでは無理のように思う。</p>